

第1回 区立幼稚園等における支援を要する幼児等の受け入れに関する検討会

日時：令和7年7月2日（水）18:00～20:00

場所：教育総合センター 2階 研修室 にじ

出席委員：米倉委員長、大村委員、佐藤委員、山路委員、安部委員、松橋委員、検校委員、平間委員、持田委員

検討内容	主な意見等
① 優先受入の対象範囲をどうするか、生保・ひとり親・兄弟の在園は配慮するか	・区立幼稚園等として、支援を要する幼児以外にも、生活保護世帯、ひとり親世帯、兄弟姉妹について、優先的な取扱いの必要の有無が課題である。 ・令和7年度新入園児募集において、区立認定こども園で3年保育開始により5年ぶりに定員を超える申込み・抽選があり、兄弟姉妹の入園について問い合わせが多くあった。 ・兄弟姉妹が同じ園に入園できることは保護者の負担軽減につながるが、支援を要するという観点とは違うのではないか。
	・医療的ケア児への施策としてどのようなものがあるのか。区立幼稚園等で看護師を配置しているのか。⇒全園ではなく、医療的ケア児の入園がある区立幼稚園や小中学校に配置している。看護師が配置されるまでは保護者に園内及び校内に待機してもらっている。 ・医療的ケア児が集団生活できる場として区立幼稚園等をもっと周知する必要があるが、人員体制を整備することが課題となる。
	・支援を要する幼児の定義は「人的な支援が必要である幼児」とあり、障害だけでなく家庭への支援を要する場合や外国籍の幼児への支援なども考えていく必要がある。
② 支援を要する幼児の受入基準をどうするか	・区立幼稚園等はこれまでもインクルーシブな保育を行ってきた。優先枠を設けるとなった際にどう判断するのか難しいと感じている。 ・支援を要する幼児に向けた優先枠を設けると、別の事情のある家庭の幼児の入園が難しくなる。これまでの区立幼稚園等は、誰もが平等に入園できていたことも特色であるとする。 ・何か基準を設けると区が対立の構造を作ることになってしまう。区立幼稚園等は小学校とは違い、定員があるため、入園の申込みは平等に行い、抽選に外れてしまった場合は他施設を紹介するなど区全体で対応していくと良いと考える。 ・区立幼稚園等の役割から、これまでも平等に受け入れてきたのであれば、優先枠はより障害の程度が重い幼児を対象に限定すべきではないか。通所施設へ通っているお子さんは大勢いる。私立幼稚園にも入園できている。 ・区立幼稚園等でなければ受け入れられない、受け入れるのが難しいという客観的な基準が設けられれば、区立幼稚園等の役割として、支援が必要な幼児

	を優先的に受け入れるということも納得してもらえよう考える。
③ 優先受入枠を設けるかどうか、設けた場合の適正人数は何人か	・ 今回の優先受入数の案については、現在の補助員の人員数から安全に見守れる人数を積算している。 ・ 在園児全体に対する支援を要する幼児の割合については、幼稚園の保育が成立することと個別の支援とのバランスも検討しなければ区立幼稚園等の教育・保育の目的やあり方自体があやふやになってしまう。 ・ 施設面積あたりの適切な人数や国が発表している割合の人数などを根拠とすることも考えられる。 ・ 子どもだけで集団になっていくことが保育の目指すところ。支援をする職員（補助員）の立ち位置が難しい。支援を要する幼児が集団の中にいることに意味があるような体制を整える必要がある。割合よりも実際に保育を実現できるかという視点で考えるべき。
④ 補助員の体制や役割をどうするか	・ 現在の補助員の勤務については、幼児の安全管理を主としているが、幼児同士のコミュニケーションの橋渡しの役割もある。支援を要する幼児の受け入れを検討する中で、ただ受け入れるのではなく、受け入れる体制も強化していく必要がある。 ・ チームで保育をしているため、担任教諭が軸となって補助員も同じ方向性で支援していくことが大事である。 ・ 補助員がいるから安心して保育ができるという面もあるが、補助員の質の向上も欠かせない。これまでは担任教諭が幼児も補助員も一緒に育てていくという状況だった。現在はフリーの常勤職員がいるため担任教諭と補助員、担任教諭と管理職をつなぐサポートができています。各クラスにそうした常勤職員がいれば補助員の人数の見直しも可能かもしれない。 ・ 幼稚園は副担任がないため、補助員以外も勤務環境を整備することで支援体制の改善ができるかもしれない。